

国民年金保険料のご案内を 民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除などの申請の手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。

《令和2年10月から》

ご案内させていただく民間事業者

(大垣年金事務所)

(株) バックスグループ

問い合わせ

☎0800・6000・600

(受付時間・午前9時から午後9時まで

※年末年始、お盆を除く)

○よくあるご質問

Q1 民間事業者へどのような業務を委託しているのですか？

A1 国民年金保険料の納め忘れのあるお客様に対して、電話や文書、戸別訪問による納付のご案内と、免除・猶予制度のご案内、その他口座振替などのご案内を委託しています。

なお、平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による「戸別訪問による保険料の収納業務」については廃止しているため、現金をお預かりすることはありません。

Q2 夜間や休日にも電話や訪問があるのですか？

A2 平日の日中はお仕事や学校など

で連絡がつきにくい場合もあるため、土日や祝祭日の午前8時から午後9時までの時間帯に、お電話や訪問をさせていただく場合があります。

Q3 名前や生年月日を聞かれることはありますか？

A3 ご本人様確認のため、基礎年金番号や氏名、生年月日、住所をお伺いします。ご了承願います。その他ご不明な点については、大垣年金事務所(☎0584・78・5166)に問い合わせください。

○振り込め詐欺などにご注意を！

・民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようにご案内します。

このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

・民間事業者の訪問員による収納業務を廃止しているため、訪問員が現金をお預かりすることはありません。

退職後の国民年金の手続き について

退職後、翌日から厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要と

なります。

また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫または妻)についても、同様に国民年金の加入手続きが必要となりますのでご注意ください。

国民年金の第1号被保険者となる場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。この場合には、役場の窓口で「国民年金被保険者関係届書」を提出してください。

保険料については、あらかじめ一定期間分の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度(早割制度)があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(65歳以上70歳未満で高齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、事

業主を経由して「国民年金第3号被保険者該当関係届」を提出します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

国民年金の任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。また、65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給期間が不足している場合にも、任意加入被保険者(特例任意加入被保険者)となることができます。

任意加入の手続きは、役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を持参し、本人が手続きを行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、納付方法は原則として口座振替になります。また、保険料の免除制度はなく、65歳以上の特例任意加入被保険者は、付加保険料の納付はできません。

問い合わせ

保険年金課③番窓口

☎45・3111(内線113)

大垣年金事務所

☎0584・78・5166